

河内町住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加及び若者・子育て世代の定住化を促進し、人口の減少を抑制するとともに、地域の活性化並びに住宅環境の改善を図るため、自ら居住する住宅をリフォームする者に対して、予算の範囲内において河内町住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、河内町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅の部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分があり、かつ、一つの建物となっている住宅をいう。
- (4) 併存住宅 建築物に個人住宅部分及び非個人住宅部分があり、かつ、区分して登記されている住宅をいう。
- (5) リフォーム工事 住宅の修繕、増改築、模様替えその他住宅等の機能の維持及び向上のために行う補修、改良で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 屋根等のふき替え、塗装又は防水に係る改修
 - イ 外壁の張替え、塗装又は防水に係る改修
 - ウ 床、壁、窓等の改修
 - エ 台所、浴室、便所等の改修
 - オ 部屋の間仕切りを変更する改修
 - カ 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める改修
- (6) 町内施工業者 町内に住所及び事務所を有する者で工事を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）を所有し、当該住宅に継続して3年以上居住している者
- (2) 対象住宅の所有者又は所有者の一人であることを登記簿その他の公的書類で確認できること。
- (3) 補助の対象工事（以下「対象工事」という。）の後、対象の住宅に3年以上居住予定であること。
- (4) 町税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料（以下「町税等」という。）の滞納がない者
- (5) 対象工事について、他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者。

(対象住宅)

第4条 対象住宅は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に所在する住宅
- (2) 併用住宅又は併存住宅のうち当該住宅の個人住宅の部分（以下「居住部分」という。）
- (3) 昭和56年6月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に基づく確認を受けた住宅又は同日前に建設された住宅のうち耐震性が確保されていると判断できる住宅であること。
- (4) 補助金の交付を受けてリフォーム工事を行ったことがないこと。

(対象工事)

第5条 対象工事は、町内施工業者に請け負わせて行うリフォーム工事で、申請日の属する年度の3月31日までに完了する工事の金額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が20万円以上のものとする。

ただし、やむを得ない事情により、リフォーム工事の一部に町内施工業者では請け負う事ができない工事がある場合には、町内施工業者以外が対象工事全体の工事費の50%を超えない範囲で行うリフォーム工事を対象工事に含む。

- 2 対象工事の金額の算定に当たっては、併用住宅又は併存住宅の屋根、外壁その他建築物全体に係る部分の工事の金額は、原則として、居住部分の床面積を個人住宅部分及び非個人住宅部分の床面積の合計で除して得た割合に当該工事の金額を乗じて得た金額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項及び第2項に規定する対象工事に要した費用の額の10分の2.5に相当する額とする。ただし、50万円を限度とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に河内町住宅リフォーム支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 登記済証の写し、又は登記事項証明書等住宅の所有者及び建築年月日を確認できる書類
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等耐震性が確保されていることが証明できる書類（住宅の建築確認を受けた日が昭和56年5月31日以前の場合に限る。）
- (3) 町税等納付状況確認に関する承諾書（様式第2号）
- (4) 対象工事の見積書の写し
- (5) 案内図及び建物の配置図及び平面図
- (6) 対象工事に着工する前の写真

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査をした上で補助金の交付の可否を決定し、河内町住宅リフォーム支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る工事（補助工事）の内容を変更するとき、又は補助工事を中止しようとするときは、河内町住宅リフォーム支援補助金変更等承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助工事の変更見積書の写し

(2) 補助工事の変更に関する図面等

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により補助工事の変更等について承認したときは、河内町住宅リフォーム支援補助金変更等承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助工事が完了したときは、補助工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、河内町住宅リフォーム支援補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助工事の請求書又は領収書の写し

(2) 補助工事の完成写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査をし、補助金を交付することが適当と認めたときは、当該交付決定者に河内町住宅リフォーム支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知する。

2 交付決定者は、前項に規定する通知を受領後、速やかに河内町住宅リフォーム支援補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

(補助金の取消)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反する等、町長が不適当

と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日訓令第25号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。